

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書(令和2年10月) 新旧対照表(令和2年10月1日以後の入札より適用)

掲載頁	(新)	旧	摘要
I 測量-15	<p>I 測量業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-27 受託者の賠償責任等</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<u>契約不適合責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>I 測量業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-27 受託者の賠償責任</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<u>瑕疵責任</u>に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	民法の改正に伴う修正
I 測量-16 -17	<p>1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 令和2年3月)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術調査課 平成21年)を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設事務次官通達平成5年)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書(令和2年10月) 新旧対照表(令和2年10月1日以後の入札より適用)

掲載頁	(新)	旧	摘要
II 調査-13	<p>II 調査業務共通仕様書 1 総則 1-26 受託者の賠償責任等 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合 (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害 (3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>I 測量業務共通仕様書 1 総則 1-26 受託者の賠償責任 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合 (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害 (3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	民法の改正に伴う修正
II 調査-16	<p>1-31 現場管理と安全の確保 2. 受託者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達 令和2年3月)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通告示第496号 令和元年9月2日)を参考にして災害の防止に努めるものとする。</p>	<p>1-31 現場管理と安全の確保 2. 受託者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。 (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術調査課 平成21年)を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。 7. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設事務次官通達 平成5年)を参考にして災害の防止に努めるものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
II 調査-33	<p>2 漁場地質土質調査 2-2 地質土質調査 2-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は契約不適合が認められた場合、再試験を指示することがある。</p>	<p>2 漁場地質土質調査 2-2 地質土質調査 2-2-8 土質試験 4. 業務担当員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。</p>	民法の改正に伴う修正

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書(令和2年10月) 新旧対照表(令和2年10月1日以後の入札より適用)

掲載頁	(新)	旧	摘要
Ⅲ設計-15	<p>Ⅲ 設計業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-26 受託者の賠償責任等</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>I 測量業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-26 受託者の賠償責任</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>民法の改正に伴う修正</p>
Ⅲ設計-17	<p>1-31 現場管理と安全の確保</p> <p>8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 設計業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1-31 現場管理と安全の確保</p> <p>8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 設計業務に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

水産土木工事測量調査設計業務等共通仕様書(令和2年10月) 新旧対照表(令和2年10月1日以後の入札より適用)

掲載頁	(新)	旧	摘要
IV施管-10	<p>IV 施工管理業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-20 受託者の賠償責任等</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>IV 施工管理業務共通仕様書</p> <p>1 総則</p> <p>1-20 受託者の賠償責任</p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p>民法の改正に伴う修正</p>